

## 第五章 祭典本部と神社との協力関係

### 第三十二条

三島神社の氏子社（比雲社、北街社、明開社、水哉社、鳳雲社、龍生社、湧水社、籐雲社、桑水社、沿海社）が回り番により年番を務める。年番社は三島神社の神賑行事を担当する。

### 第三十三条

祭典本部と神社との協力関係の会議及び役割  
一 項 合同御祭礼会議  
盛りの祭りを円滑に進めるため、毎年合同御祭礼会議を開催する。頭取会長は神社連絡協議会の代表者と共に議長を努め、会議を進行する。

### 二項

年番  
年番会議は、年番社長が議長となり、三島神社の決定事項を各社に伝達し、それにかかわる事項を協議する。

年番は、乙女神楽の舞児、朝日の舞児、その他の舞の舞人の選出に当たり、三島神社関係者及び氏子各社と協議を行い、各社に指導・指示を行う。

年番は、三島神社の祭典準備・片付けに協力し、三島神社神賑行事における行列及び参加する各社の配置並びに舞児還し等の指導・指揮に当たる。

### 三項

三島神社奉賛会  
三島神社奉賛会は、谷本社、凱生社、睦栄社、慶雲社を会員とし、三島神社御祭礼行事に参加する。

### 四項

浦安稚児担当  
各神社に所属する浦安・稚児担当は、氏神の浦安稚児と稚児の選出、指導及び世話を行う。また、御祭礼行事では協力して舞の奉納を補助し、神賑行事では、舞児と稚児の世話をする。

### 第三十四条

祭典本部と神社との協力関係の組織図

